

国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和5年府地創第327号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、原油価格の高騰に伴う、国際航空貨物の燃油サーチャージの高止まりの現状を踏まえ、那覇空港から輸出に要する燃油サーチャージの一部を補助することにより、第4条に規定する補助対象事業者を通じた、県内荷主負担の輸送コスト低減を図り、もって航空物流ネットワークの維持・強化を目的とする。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、交付決定日から令和9年2月28日までとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、沖縄県内に本店又は支店を置き、那覇空港貨物ターミナル（那覇市鏡水400番地）内に、輸出貨物の搬出入及び保管機能等を有する航空運送事業者（これらの機能を有する航空運送事業者からその機能の提供を受けている航空運送事業者を含む。）とする。

(補助対象経費、対象仕向地、補助単価)

第5条 知事は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費、対象仕向地、基準単価、補助単価は、別表1のとおりとする。
- 3 補助単価は基準単価を超過する額とし、輸送時点の燃油サーチャージ適用単価が基準単価を下回る場合、補助金の交付は行わないものとする。
- 4 補助対象仕向地は、那覇空港から貨物を輸送する国際航空便の就航状況や貨物需要に応じて、他の仕向地を追加できるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 年間事業計画書（別紙1）
 - (2) 基準単価届出書（別紙2）
 - (3) 申請者の履歴事項全部証明書
 - (4) 国税納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）

(5) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）

(6) 誓約書（別紙3）

(7) その他参考となる書類

3 前項第3号から第5号に定める添付書類は、知事が他に実施する航空コンテナスペース利用促進事業補助金の当該年度の交付決定を受けている補助対象事業者については省略することができる。

4 申請者は、第1項の交付申請を行うに当たって、千円未満の額を切り捨てて報告しなければならない。

5 第1項の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

6 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書等を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、前条第5項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付決定の変更申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更等承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに事故報告書（第4号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、申請取下書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の3月5日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第15条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が第7条に規定する補助金の交付の決定の内容に基づく承認をした場合は、その承認した内容及びこれに付した条件に適合すると認

めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、第11条第4項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金額の確定後に、補助事業者からの精算払請求書（第8号様式）に基づいて支払うものとする。ただし、知事が必要があると認める経費については、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項により概算払いの支払いを受けようとするときは、概算払請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、第15条第1項の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書（第10号様式）により県に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第11条第4項の規定を準用する。

(立入検査)

第18条 知事は、補助金の交付手続上必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要書類の提出を求め、又は関係職員（その委任を受けた者を含む。）に帳簿、証拠書類、その他必要な物件を検査させることができる。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）年度の翌年度以降5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条第3項、第17条、第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表 1（第 5 条第 2 項関係）

補助対象経費	対象仕向地	基準単価	補助単価
那覇空港発の国際航空貨物(県内に事業所を有する事業者が輸出する貨物に限る。)に係る燃油サーチャージ料金	〈近距離アジア〉 台湾、韓国、中国(香港、マカオを除く)、香港・マカオ、フィリピン 〈遠距離アジア〉 タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ベトナム、カンボジア	各航空会社における令和 7 年度の燃油サーチャージ料金平均単価(円/kg)	国際航空貨物輸送時点の燃油サーチャージ適用単価から基準単価を引いた額(円/kg)

*1 基準単価は、第 6 条第 2 項第 2 号に定める基準単価届出書に基づき定める。

*2 基準単価は、近距離アジア・遠距離アジアそれぞれで定める。